

省エネ改修工事に係る標準的な工事費用（注）

改修工事内容		単位当たりの金額(円 / m <sup>2</sup> )
ガラス交換(複層ガラス化等)【 ~ 地域】	・ガラスを複層ガラスに交換 ・ガラスを熱線反射ガラスに交換	6,600
内窓の新設・交換【 ・ 地域】(複層ガラスを想定)	・内窓を新設又は交換 (内窓に使用するガラスは複層ガラス)	12,000
内窓の新設【 ~ 地域】(単板ガラスを想定)	・内窓を新設 (内窓に使用するガラスは単板ガラス)	8,000
サッシ交換【 ~ 】(低放射複層ガラスを想定)	・既存窓撤去 ・樹脂製サッシ又は熱遮断アルミサッシ + LOWE ガラスを設置	19,600
サッシ交換【 ・ 地域】(複層ガラスを想定)	・既存窓撤去 ・アルミサッシ + 複層ガラスを設置	16,000
天井の断熱構造化	・天井に断熱材を敷き込む	2,500
壁の断熱構造化 サイディング工事込	・外装材を撤去 ・断熱材を外張施工 ・外装仕上げ	18,000
床の断熱構造化【 ・ 地域】	・床下に断熱材を充填 ・断熱材を受け材で固定	5,000
床の断熱構造化【 ~ 地域】		4,000

(注) 税制支援の対象となり得る上限額に関する標準的な工事費用であり、実際の改修については、改修工事の内容に応じて異なる金額となることが想定される。

税額控除の対象となる金額について、改修に要した費用の額と、上記の改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額(上限200万円(併せて太陽光発電装置を設置する場合は300万円))の10%が、所得税額から控除される。

上記改修工事内容に応じた単位当たりの金額に床面積の合計を乗じた額が、標準的な工事費用の額(税制支援の対象となり得る上限額)となる。